

# 令和7年度第二回大阪狭山市立中学校部活動の地域移行協議会

日時：令和7年（2025年）11月25日（火）18時00分～

会場：市役所3階第1会議室

## 次第

### 1. はじめに

### 2. 掛川市への視察報告、本市の状況、方向性や課題等について

#### (1) 掛川市への視察報告

#### (2) 令和7年度の実績と、今年度の方向性について

#### (3) 「さやまプラス」、「さやまプラスパートナー」について

・『「さやまプラスパートナー」のあり方についての方針』について

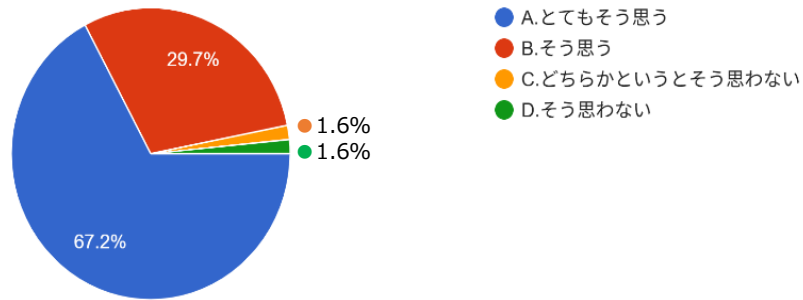
・「さやまプラス」登録団体募集要項について

### 3. 諸連絡

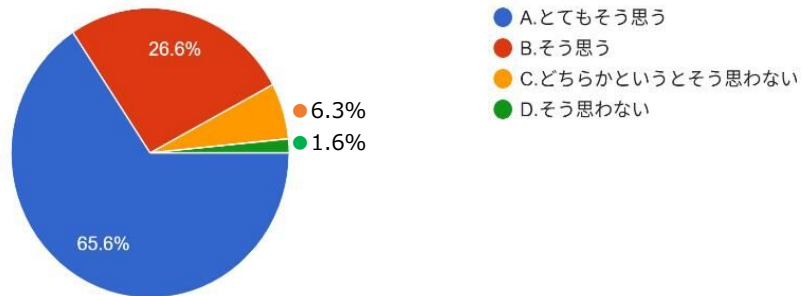
第三回協議会について

# 卓球部生徒アンケート R7.9月

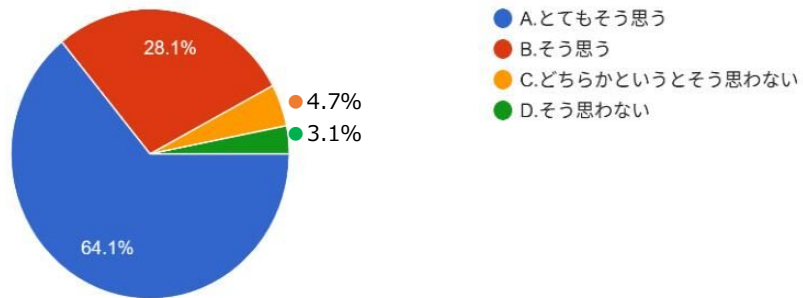
①私は、この部活動のスポーツ種目の楽しさを感じている  
64件の回答



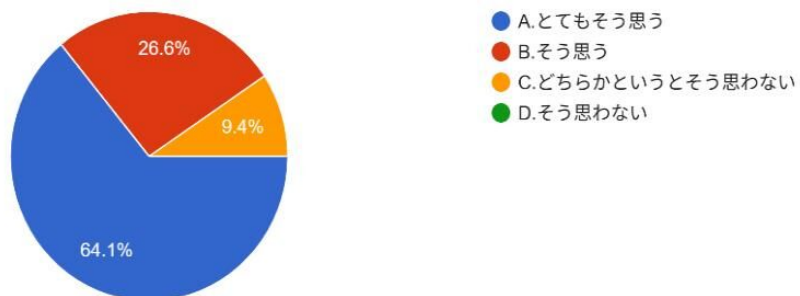
②私は、部活動に対して真剣に取り組むようにしている。  
64件の回答



③私は、その競技スポーツが少しずつ上達してきている。  
64件の回答

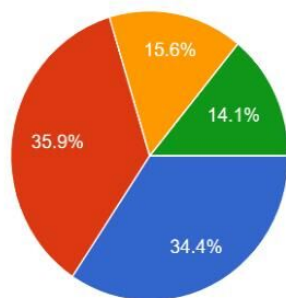


④私は、部活動に対してもっと上手になりたい、成長したいと思う。  
64件の回答



⑤私は、部活動以外の時間で、上達するために取り組んでいる。

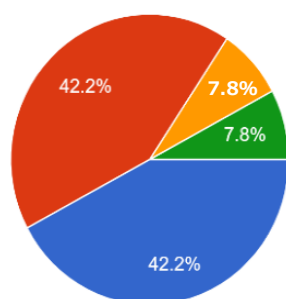
64件の回答



- A.とてもそう思う
- B.そう思う
- C.どちらかというと思わない
- D.そう思わない

⑥私は、部活動の様子を、自分の家で話す機会がある。

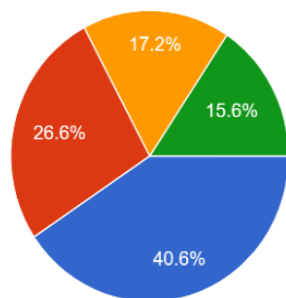
64件の回答



- A.とてもそう思う
- B.そう思う
- C.どちらかというと思わない
- D.そう思わない

⑦私は、卒業してからも今行っているスポーツを続けていきたいと思う。

64件の回答



- A.とてもそう思う
- B.そう思う
- C.どちらかというと思わない
- D.そう思わない

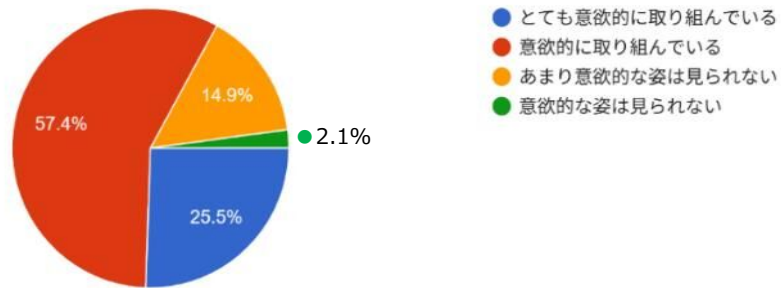
指導者（教員以外）が行う部活動について感想や要望を自由に書いてください。

- ・わからない所を教えてくれたり、アドバイスをしてくれるからやりやすい。
- ・いつも指導者の説明や手本がわかりやすいです。
- ・●●先生！いつもほめてくれてありがとうございます！○○先生！おしえるのがうまくていつも楽しいです！
- ・一回一回の練習を大切に、試合に向けて頑張りたいと思っています。
- ・指導者の話す時間が長すぎて最初の話の内容を忘れてしまったりするので途中で練習(実践)するか、要点をまとめて端的に話してほしい。
- ・一気にその日にすること、その練習のポイントを話さないでほしい。
- ・とても説明が長い時があるので、もう少し手短かに説明してほしいです。
- ・もう少し頻度を減らしてほしい。

# 卓球部保護者アンケート R7.9月

1. 指導者（教員以外）が行う部活動 に関して、意欲的に取り組んでいるご様子ですか？

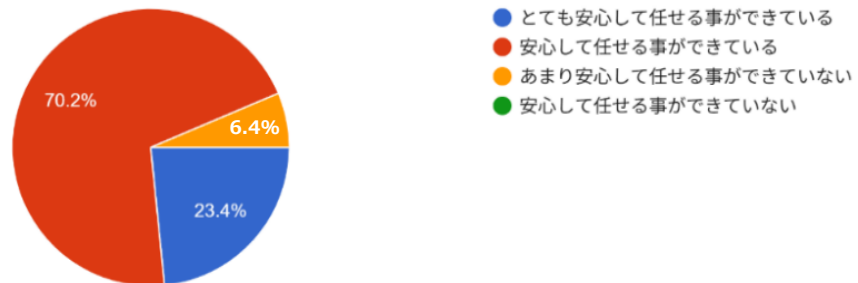
47 件の回答



2. 指導者（教員以外）が行う部活動

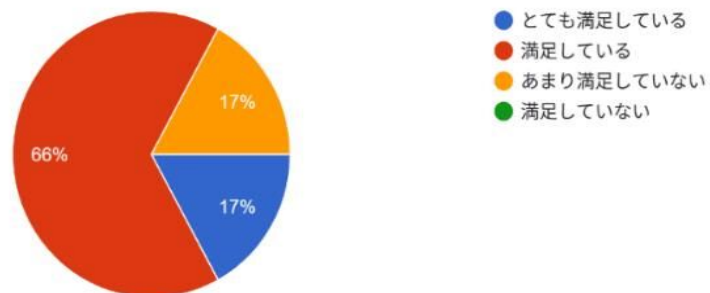
に安心してお子様への部活動指導を任せる事ができていますか？

47 件の回答



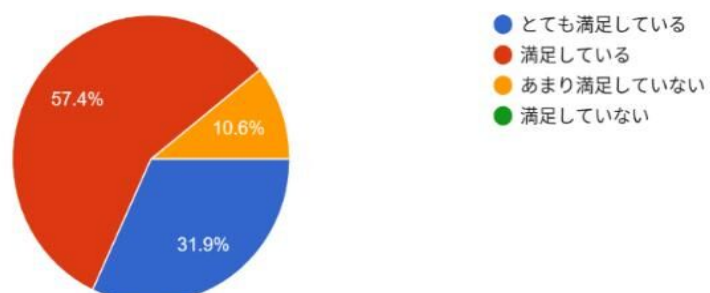
3. 指導者（教員以外） による「部活動指導」について、満足されていますか？

47 件の回答



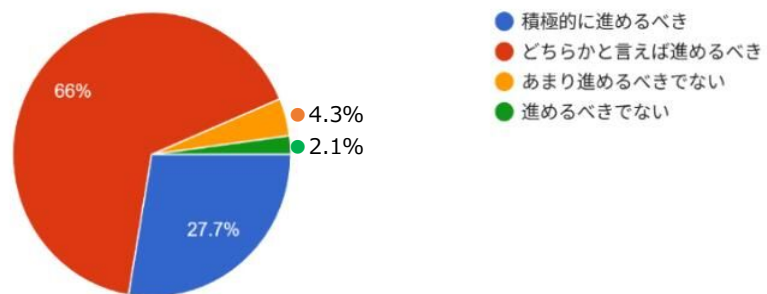
4. 部活動における統括責任者との連絡体制（欠席・怪我・予定連絡等）及び、対応について、満足されていますか？

47 件の回答



5. 子どもたちのスポーツ・文化活動環境の充実や教員の働き方改革を目指した、部活動の外部委託についてどう思われますか？

47 件の回答

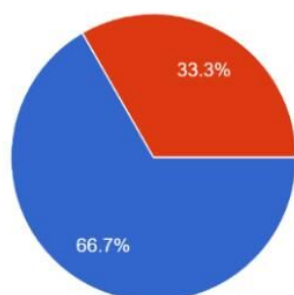


5. 質問に回答した、その理由について教えてください。	6. 「大阪狭山市立中学校部活動指導管理運営業務委託事業」についてのご要望やご意見、期待すること等あればご記入ください。
教員の負担が少しでも軽くなれば良いと思います 専門知識のある方に指導してもらえるのも有難いです	
他の中学校に行くときは、休みたがる子が増えているので、まわりも休み子が増える。	わざわざ場所をかえて、クラブするのはやめてほしい
教員の負担を減らし、専門家の指導が受けられるのは良いことと考えます。	合同練習になるので会場が他校の場合は参加しづらいとのこと。可能であれば3校が平等に開催場所になること、自校でできる曜日が増えることを希望します。
先生も忙しいと思うから。	
分からない	段階をふんでやると今回のように新入部員がゼロになるので全部活をいっきに外部委託にしてもいいのかも。後輩がいないのも縦の関係を考えるともったいないのかなとも思う。
市に3校しかないため、どうしても遠い	
外部委託で知識や技術が身につくと良いと思いますが、学校終わりの他校での部活動や休日の部活動の移動や距離などが少し負担になるようです。	外部委託の先生方が、それぞれの中学で教えていただけたらありがたいです。
部活動も教員がみるのは負担が多いと思う。 専門の方に指導してもらおう方がいいと思う。	
教員の方々の負担を減らす意味では賛成ですが、中学校内での教員と生徒たちの関係性の構築もかけがえのないものかなとも思います。	3校合同ではなく、一校ずつの対応となればなお良いと思います。
教員の負担を考えれば委託がいいとは思いますが、活動日を最低でも週3ぐらいはしてほしい	
違う中学校に行かないといけないぐらいなら別に外部に頼らなくてもいいかと思う。行く意味がわからない。	各中学校で部活させてあげてほしい。 他の中学校に行かない子達は回数が減るし、部活の意味あるのかな？と思う。
教職員の働き方の改善のため	出欠その他の連絡をした時に、事業者が確認したかどうかの反応があれば助かる。定期的に部活動の時の様子などが分かれば嬉しい。
	文化部が少ない。外部に委託するのであれば文化部にも力を入れて欲しい。プログラミングや漫画やイラストなど将来の方向性を考える機会になるかと思っています。
今は学校クラブと委託クラブが混在しててややこしいので、どちらかになれば良い。ただ、平日中学校終わってから、他の中学校にクラブに行くというのは心配です。	
場合にもよるかと思いますが、うちの子に関しては、外部委託されたことによって、他校の生徒さんとも交流ができ、より楽しく、技術面でも向上が見られ、よかったと思います。指導者の方にも恵まれたと思いますし、学校の先生の負担も軽減されるのであれば、広まって欲しいと思います。	
学校の先生たちの働き方改革もちろん、少しでもその部活動に技術や知識のある人に指導してもらおう方がうまくなると思うので。	今は移行段階で火曜と土曜の合同練習のみだが、完全移行された場合、毎日どこかの中学校に移動することに？そうなると平日の移動が億劫に感じて部活をしなくなることも考えられる。その辺りをうまくやってほしい。
教員の負担を減らすため。専門知識のあるコーチから指導を受けられるため	夏休み等の長期休暇時の活動時間、回数が少ない。練習試合が少ない。
積極的に進めるべきとは思いますが、外部に完全に委託という形になったとしても学校との連携は密にとっていただきたいと思っています。 自ら外部のスクールに通う場合、必ず体験入部や責任者の方とお話しし、納得した上で習わせますが、学校からの外部委託となると正直どういったところなのか保護者としては不透明に感じた状態で子どもをお任せせざるを得ないと感じることがあります。 そういったところを相談したり、状況を確認するのは学校であってほしいですし、相談したときに外部の委託先に全て任せていますというスタンスにはなってほしくないと思います。	中学3年間は、勉強やスポーツなどいろいろなことに打ち込める貴重な期間だと思います。この時期に経験したことは大人になって社会に出てからも活かされると思います。 教員の方の働き方改革も大事なことで、今の子どもたちが働く時の働きやすさの為に準備しなくてはいけないことだと思います。 そういったバランスを考慮しながらの取り組みであり、今後も期待しています。 先輩、後輩とのつながりで学ぶことも確実にありますので、外部委託になってもクラブ活動として続いて欲しいと思います。
先生以外の大人とふれあうのは子供達にとって良い刺激になると思うから	特になし
部活でチーム力や相手を思いやる気持ち 勝ちたい気持ちや学問で味わえない学びがあると思うからです	今の時代方針と異なるかもしれませんが積極的にクラブをすることはいい事と感じています
初めは不安もあったが今は先生たちの負担を鑑み進めることに賛成	子ども達が安心安全に部活動に参加できるようにお願いします
部活動もしっかり指導となると先生達は大変だと思うので、外部との協力は必要だと思います。	
部活動を何らかの形で残せるようにしてもらいたいのので学校の先生で対応が難しいなら外部委託の選択肢はいいと思います。	
部活動の専門の方が指導してくださると、生徒も真剣に取り組むのではないかと思います	
日常の学校生活とは、関係のない指導者に触れ合うのは良い機会だと思います。	
先生の負担が減らせるし、専門的な指導を受けれるから。	放課後、帰ってすぐにゲームやYouTubeを見てしまう子どもたちが夢中になれる部活動ができる環境を作って頂ける事を期待しています！ よろしくお願いします。
外部委託はいいと思うんですが、他の中学校で練習の場合の移動方法の安全が気になります。	

# 卓球部教職員アンケート R7.9月

② 「部活動管理運営等業務」によって負担は軽減されましたか？

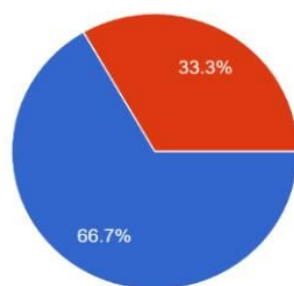
3件の回答



- 1. 大幅に軽減された
- 2. 軽減された
- 3. あまり軽減されなかった
- 4. 軽減されなかった

③ 「統括責任者」との連携について、どう思われますか？

3件の回答



- 1. とても満足している
- 2. 満足している
- 3. あまり満足していない
- 4. 満足していない

③ の質問でご回答いただいた理由について教えてください。	「部活動管理運営等業務」に対するご意見、期待すること等あればご記入ください。
質問に対して真摯に応えてくれる。 要項、予定表などきちんと送ってくれる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とてもありがたく思っています。</li> <li>・部活の地域移行の良いモデルケースとなっていると感じている。</li> <li>・大会の運営などもしてもらえると助かります。</li> </ul>
特に問題なく、連絡調整が行えているため	以前、担当者の顧問会議への参加（見学）がダメだと言われたので、今後、そのような業務をどうする予定なのかの回答が欲しい。もしくは、今後について、教員との話し合いの場を設けてほしい。今、現在どういうことが必要なのか、今後どういう問題が生じそうなのかなど、現場の意見を聞いてもらえる場がなく、部活動の移行を進めているので、子どもたちや保護者にも十分な説明ができず、こちらとしても今後どうなるのかが不安です。
こまめに連絡を取ってくださり、予定の調整についても無理なく行うことができている。	今後、顧問不在時のカギの開け閉めについても可能になっていければ…と思っています。

令和7年（2025年）12月  
中学校入学説明会

# 大阪狭山市中学校 部活動の地域移行（展開）について

大阪狭山市教育委員会

# 目次

0 1 地域移行（展開）の背景について

0 2 大阪狭山市における部活動地域移行（展開）の予定について

0 3 実証事業について

# 01 地域移行（展開）の背景について

## 国の方針

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組むことが必要。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備を行う。
- 地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインより一部抜粋（令和4年12月スポーツ庁 文化庁）

## 大阪狭山市の現状

年度	中学校学齢相当人数 3.31現在 13～15歳
平成26年度	1,826
令和元年度	1,709
令和6年度	1,673

年度	市内中学校のクラス数合計
平成27年度	46
令和2年度	43
令和7年度	39

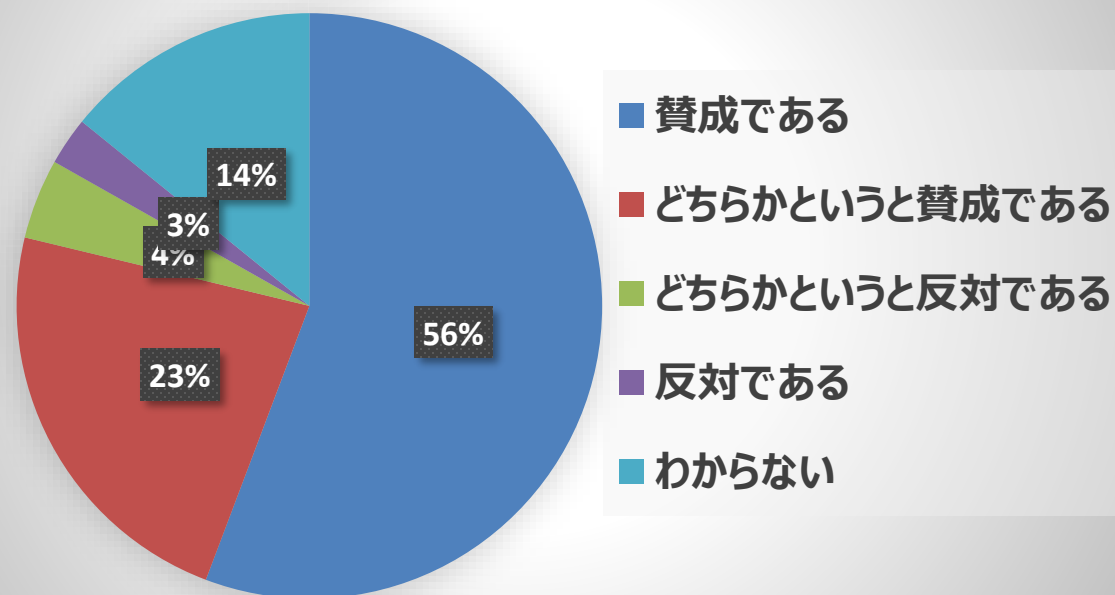
教員数の減少 → 部活数の減少 → 子どもたちの放課後を、多様な活動の中から選択できるようにしたい

# 01 地域移行（展開）の背景について

## 教職員・保護者アンケート（R5.12）より

### 教職員アンケートより

部活動の地域移行に対する教職員の意見

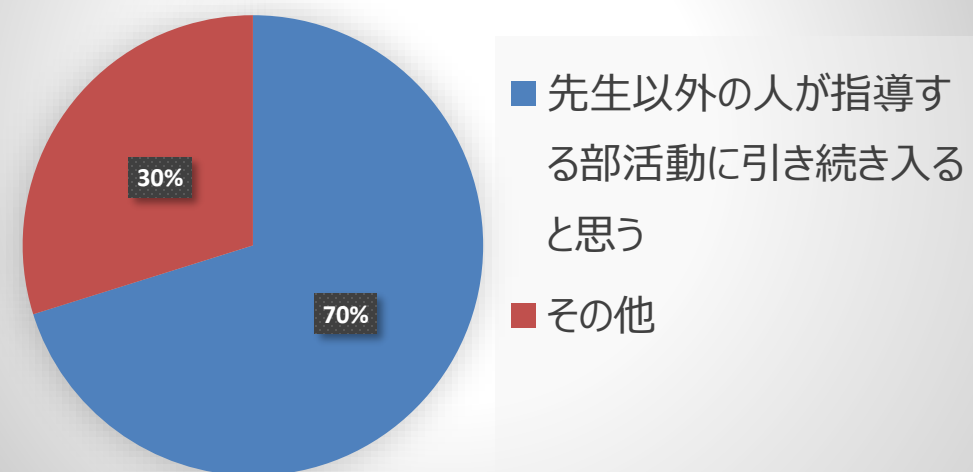


- 競技指導・経験のない教員が指導せざるをえない状況
  - ・ R7年度、専門的な指導ができる顧問の割合…48%
  - 生徒個々の多様なニーズに応じた指導が困難（教員にとって大きな負担）
- 教職員の約80%が地域移行に賛成
  - ・ 生徒への専門的な指導力の不足
  - ・ 教材研究・授業準備等にかかる時間の確保

### 保護者アンケートより①

【段階的に地域の方や専門性の高い方が指導者になった場合】放課後の過ごし方で考えているものに近いものを

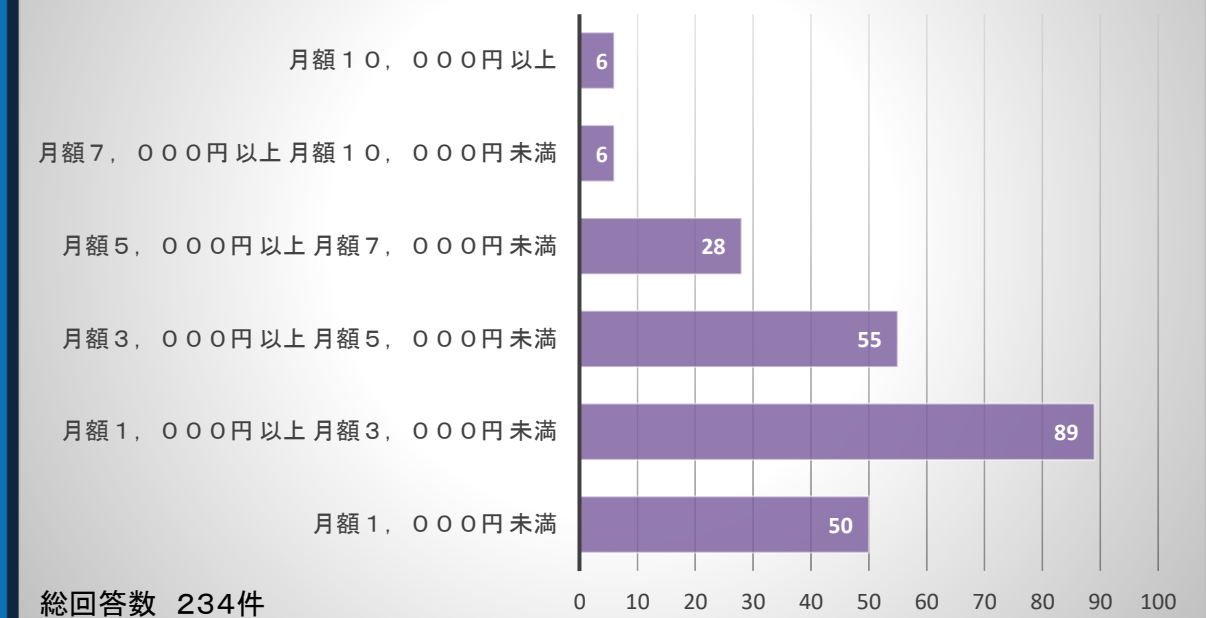
教えてください。



- 学校の教員が顧問ではないことに対する不安は少ないものの、半数以上の保護者は、費用負担や放課後の移動については不安を感じている
- 教員の働き方改革を進めるべきだという意見がある一方で、学校とのかかわりが希薄になるのではないかと不安を持つ保護者もいる
  - 地域とのつながり重要性
- 指導者が変わっても、今の活動を続けてほしいという意見もある

### 保護者アンケートより②

地域の方や専門性の高い人が指導者になった場合、子ども一人ひとりの謝礼はいくらぐらいが妥当だと思いますか。



- 1000円未満が妥当→約20%
- 最も多かったのは1000円～3000円→約40%
- 多くの保護者は地域の指導者になった場合、費用負担は発生するという認識
  - 指導の質の担保が重要

## 02 大阪狭山市における部活動地域移行（展開）の予定について

### 令和9年度の完全移行（展開）にむけて

大阪狭山市では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応した取組みをすすめて、令和9年（2027年）9月より平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動できることをめざす。

### 時代の変化に対応した取組み

地域のスポーツ・文化芸術団体をはじめとした幅広い団体が主体となり、学校の施設等を活用し、スポーツや文化活動など、子どもたちに活動の場を提供します。



「仲間と楽しんで活動する」  
「目標に向けて一生懸命に取り組む」  
など、子どもたちの意向を尊重します。



子どもたちは校区を越えて、子どもたち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。



## 02 大阪狭山市における部活動地域移行（展開）の予定について

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
実施内容	中学校の部活動（～令和9年9月頃まで）			令和9年9月頃～ 地域移行開始 （平日・休日）
	実証事業、地域移行先行実施			
	生徒・保護者への説明	情報発信		
	大阪狭山市立中学校部活動の地域移行協議会			

### 各学年の動き（予定）

現在の学年	
中学2年	中学3年まで中学校の部活動。
中学1年	中学3年まで中学校の部活動。
小学6年	中学2年の夏まで中学校の部活動。中学3年は「地域移行団体」の活動などに任意で参加。
小学5年	中学1年の夏まで中学校の部活動。中学2・3年は「地域移行団体」の活動などに任意で参加。
小学4年	「地域移行団体」の活動などに任意で参加。

プラスの一步、自分らしく  
**さやまプラス**

大阪狭山市では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来に渡って子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、2027年度に部活動を終了し、平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「さやまプラス」を開始します。

**「さやまプラス」の特徴①**  
地域のスポーツ・文化芸術団体をはじめとした幅広い団体が 主体となり、**中学校の施設等**を活用し、スポーツや文化活動など、子どもたちに活動の場を提供します。

**「さやまプラス」の特徴②**  
「仲間と楽しんで活動する」「目標に向けて一生懸命に取り組む」など、子どもたちの意向を尊重します。

**「さやまプラス」の特徴③**  
活動団体は登録制とし、要件を満たす団体を教育委員会事務局が公募し、審査を行った上で登録します。

**「さやまプラス」の特徴④**  
子どもたちは校区を越えて、子どもたち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。

**「さやまプラス」の特徴⑤**  
「さやまプラス」は会費制とし、各クラブの運営に必要な最低限の費用は原則として受益者（各家庭）にご負担いただきます。

## 大阪狭山市部活動地域移行（展開）モデル プラスの一步、自分らしく 「さやまプラス」

- ①地域のスポーツ・文化芸術団体をはじめとした幅広い団体が 主体となり、学校の施設等を活用し、スポーツや文化活動など、子どもたちに活動の場を提供します。
- ②「仲間と楽しんで活動する」「目標に向けて一生懸命に取り組む」など、子どもたちの意向を尊重します。
- ③活動団体は登録制とし、要件を満たす団体を教育委員会事務局が公募し、審査を行った上で登録します。
- ④子どもたちは校区を越えて、子どもたち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。
- ⑤「さやまプラス」は会費制とし、各クラブの運営に必要な最低限の費用は原則として受益者（各家庭）にご負担いただきます。

### 部活動と さやまプラスの違い

運営主体	部活動 学校	「さやまプラス」 地域の様々な団体 (登録制)
指導者	教職員 部活動指導員	多様な人材、希望する 教職員(兼職兼業)
参加者	当該校の生徒	生徒等(参加範囲を 柔軟に設定)
活動場所	学校施設	学校施設 地域の諸施設
費用負担	部費(実費相当)	月会費等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険等

校区を超えて参加できる「さやまプラス」

新種目を含めた選択肢から「やりたいこと」を選んで参加

男子サッカー  
女子バスケット  
吹奏楽

※原則として生徒は各校の種目から選択

技術・技能向上を目指す活動から、運動機会の確保、多世代で趣味などを一緒に楽しむような活動まで多様な活動に広がっていきます。

### 「さやまプラス」開始までのスケジュール

年度	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和9年(2027)	令和10年(2028)
実施内容	募集にむけて	活動団体募集	地域展開 先行実施	令和9年9月頃～ 地域展開開始 (平日・休日)

※部活動の終了時期について一部の種目では柔軟に対応

### 「さやまプラスパートナー」とは

さやまプラスの活動主体として、大阪狭山市教育委員会の登録を経て活動する団体が「さやまプラスパートナー」です。

総合型地域スポーツクラブ  
競技団体・文化芸術団体  
民間企業・NPO  
大学・高等学校等  
地域の団体等

申請 → 登録

大阪狭山市内の中学校施設を利用可能

小学生や地域住民の活動に中学生も参加  
多世代交流が広がる

### 「さやまプラスパートナー」の活動時間

平日 16時～20時30分  
うち2時間程度

現在の部活動は実質1時間弱  
(完全下校17時)

9時(夏季は8時)～18時  
うち3時間程度

平日夜間の活動・土日ののみ活動も可

### 「さやまプラスパートナー」登録申請について

- ①スタッフの配置  
団体の代表者は18歳以上(高校生は除く)とし、団体は3名以上で構成してください。
- ②研修の受講  
実際の活動にあたる前に、全スタッフに必ず研修を受講いただきます。
- ③会費(指導者の報酬、消耗品費など)  
保護者に負担いただく会費は各活動団体が定めます。学校施設を利用いただくことで、できるだけ低額の会費を設定してください。
- ④保険の加入  
生徒及び指導者には、万が一の事故等に備えて保険に加入いただきます。
- ⑤その他  
そのほか「さやまプラスパートナー」のあり方についての方針」に則って活動・運営を行ってください。

「さやまプラスパートナー」登録申請の詳細はコチラから！

## さやまプラスの目的

- 1 子どもたちの選択の幅を広げます
  - ・校区に関係なく、生徒が多様な活動から「やりたいこと」を主体的に選択して参加できる環境を将来に渡って確保する
- 2 多世代交流・地域の活性化につなげます
  - ・子どもたちが地域の方々と一緒にスポーツ・文化活動を楽しんだり、地域の特性に応じた活動(伝統行事など)に参加する
- 3 学校での教育活動を充実させます
  - ・教員の負担を軽減し、本来業務に注力・学校として、個々の生徒への支援や指導等を充実させる

## 卓球部

- 令和6年度9月より民間委託（実証事業）を開始  
平日1回、休日1回を外部指導者に委託
- 実施形態について  
令和6年度…平日は各校で実施、休日は合同で活動  
令和7年度…平日、休日ともに合同で活動
- 成果や課題の検証
- アンケート（生徒及び保護者、顧問）の実施
- 地域展開に向けた成果や課題の検証



### 卓球部保護者アンケート（R7.9）より

- 教員以外が行う部活動に安心して任せられるか…93.3%
- 指導者による部活動指導に満足しているか…83.0%
- 働き方改革を意識した部活動改革を進めるべき…93.7%
- 子どもはこの活動に意欲的に取り組んでいるか…82.9%

### 卓球部生徒アンケート（R7.9）より

- この競技のスポーツの楽しさを感じている…96.9%
- この活動に対して真剣に取り組むようにしている…92.2%
- この競技をもっと上手になりたい、成長したい…90.7%
- 技術が少しずつ上達している…92.2%

### 卓球部顧問（教員）アンケート（R7.9）より

- 部活動委託事業によって負担は軽減された…100%
- 責任者との連携について、満足している…100%

### サッカー部

#### ●令和7年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業の活用

今年度より新たに国事業を受け、サッカー部を地域委託を行っている

→委託先…NPO法人大阪狭山スポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）

#### ●活動内容

・中学校のうち、2中学校（狭山中学校、南中学校）に指導者を派遣し、平日2回の練習

※第三中学校はサッカー部なし▶希望制でどちらかの中学校で活動が可能

・休日1日については主に合同練習、現在は合同チームで試合へ出場

#### ●多様な地域スポーツクラブ活動のモデルの構築を進め、持続可能な運営体制の構築にむけて

・地域展開に向けた成果や課題の検証

指導者の質の保障、適切な指導の実施の確保や人材育成や仕組みの整備及び検討

運営に必要なコスト等の検証

### 今後の地域移行（展開）事業について

- 令和6年度 … 卓球部
- 令和7年度 … 卓球部・サッカー部
- 令和8年度 … 卓球部・サッカー部・吹奏楽部を予定

### 保護者（受益者）負担について

- 上記のクラブについては一部、受益者（各家庭）負担をお願いします。  
ご負担額：月額2,000円（指導者への謝金及び運営費の一部として）  
期間：令和8年9月より令和9年3月まで  
※令和9年4月以降の受益者負担については、令和8年度中に案内します。  
※大会等への参加費や交通費、活動における道具に係る費用は別途必要となります。

**「さやまプラスパートナー」のあり方についての方針**  
**～中学校部活動から「さやまプラス」へ～**

(案)

令和7年（2025年）年 12月

大阪狭山市教育委員会

## はじめに

大阪狭山市における中学校部活動は、子どもたちが文化やスポーツに親しむ貴重な機会を提供し、異年齢の交流を通じて豊かな人間関係を育むとともに、自己肯定感や責任感、連帯感を培う場として、子どもたちの健全な成長に大きな影響を与えてきました。しかし、少子化に伴う生徒数の減少が進む中、大阪狭山市内でも部活動の種目数が減少し、選べる活動の幅が狭くなっています。このような状況は、今後、学校単位で部活動を維持することが難しくなることを示唆しています。また、部活動は学校の教育課程外の活動であり、教職員は教育的効果も大きいことから指導に携わってきましたが、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われる現在の部活動の仕組みは限界に達しつつあります。

このような背景を受け、大阪狭山市では、部活動がこれまで果たしてきた重要な役割を尊重しつつ、時代の変化に柔軟に対応するため、令和9年度を目途に部活動を終了し、地域の方々と一緒に活動する新たな枠組み「さやまプラス」を開始します。この新しい活動の仕組みでは、子どもたちが自らの興味に基づいて多様な活動を選び、地域での体験を通じて、さまざまな世代との交流を深めることができると考えています。また、従来の部活動にはなかった種目も取り入れ、地域での学びや新しい価値の創出をめざします。

「さやまプラス」には、地域の文化・スポーツ活動を支えてきた団体や大学、民間企業、NPO、地域団体など、幅広い分野から多くの方々にご参加いただき、「さやまプラスパートナー」として多様な活動を展開することを期待しています。この新たな活動が地域全体の活力となり、子どもたちにとって充実した学びの場となるよう、本方針を基に一緒に取り組んでいただきたいと思います。本方針が、地域の活動がより豊かに発展するための指針となり、「さやまプラス」が子どもたちにとって楽しく魅力的な活動となることを心から願っています。

# 目次

はじめに .....	1
1. 「さやまプラス」について .....	3
(1)大阪狭山市における部活動地域展開の考え方 .....	3
(2)「さやまプラス」の特徴 .....	3
(3)「さやまプラス」の活動内容 .....	4
(4)「さやまプラス」の活動主体 .....	4
(5)スケジュール .....	5
2. 「さやまプラスパートナー」について .....	6
(1)「さやまプラスパートナー」のめざす姿 .....	6
(2)「さやまプラスパートナー」の登録 .....	6
(3)活動方針の策定 .....	6
(4)活動計画の作成 .....	7
(5)効果的な指導 .....	7
(6)活動報告等 .....	7
(7)適正なスタッフ等の配置 .....	8
(8)教職員の兼職兼業 .....	8
(9)事故の防止及び健康管理 .....	9
(10)休養日及び活動時間 .....	9
(11)体罰・暴言・ハラスメントの根絶 .....	10
(12)指導者研修 .....	11
(13)「さやまプラスパートナー」に参加するための移動方法等 .....	11
(14)学校施設の利用 .....	12
(15)中学校体育連盟等が主催する大会・コンクール等への参加 .....	12
(16)会費の適切な設定と保護者等の負担軽減 .....	13
(17)保険の加入 .....	13
(18)個人情報の取り扱い .....	14
(19)登録の取り消し .....	14
3. 大阪狭山市教育委員会等の関わり .....	14
(1)大阪狭山市教育委員会の関わり .....	14
(2)学校の関わり .....	15
4. その他 .....	15

## 1. 「さやまプラス」について

### (1)大阪狭山市における部活動地域展開の考え方

大阪狭山市では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来に渡って子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、令和9年度に部活動を終了し、平日・休日ともに、子どもたちが地域の方々とともに活動する「さやまプラス」を開始します。

### (2)「さやまプラス」の特徴

- ・地域のスポーツ・文化芸術団体をはじめとした幅広い団体が主体となり、中学校の施設等を活用し、スポーツや文化活動など、子どもたちに活動の場を提供します。
- ・「仲間と楽しんで活動する」「目標に向けて一生懸命に取り組む」など、子どもたちの意向を尊重します。
- ・活動団体は登録制とし、要件を満たす団体を教育委員会事務局が公募し、審査を行ったうえで登録します。
- ・子どもたちは校区を越えて、子どもたち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。
- ・「さやまプラス」は会費制とし、各クラブの運営に必要な最低限の費用は原則として受益者（各家庭）にご負担いただきます。

※部活動と「さやまプラス」の違い

	部活動	「さやまプラス」
運営主体	学校	地域の様々な団体（登録制）
指導者	教職員・部活動指導員	多様な人材、希望する教職員（兼職兼業）
参加者	当該校の生徒	生徒等（多世代間の交流を含む）
活動場所	学校施設	学校施設、地域の諸施設
費用負担	部費（実費相当）	月会費等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	団体ごとに加入（スポーツ安全保険等）

### (3) 「さやまプラス」の活動内容

「さやまプラス」は、アンケート等で把握した子どもたちのニーズも踏まえ、特定種目に専念する活動だけでなく、休日・長期休暇中などのレクリエーション的な活動や、複数の種目を経験できる活動も含まれます。技術の向上をめざす活動から、運動機会の確保や多世代で趣味などを一緒に楽しむ活動まで、多様な活動に広がっていきます。

活動の種類・実施団体		活動の主な目的	特徴
「さやまプラス」	技術・技能向上をめざす活動	技能・技術向上	競技経験のある指導者等による専門的指導
	スポーツ・文化活動に親しむことを目的とした活動	機会確保 楽しむ・親しむ	趣味を楽しむような活動
	レクリエーション活動	趣味を楽しむ 多様な交流	

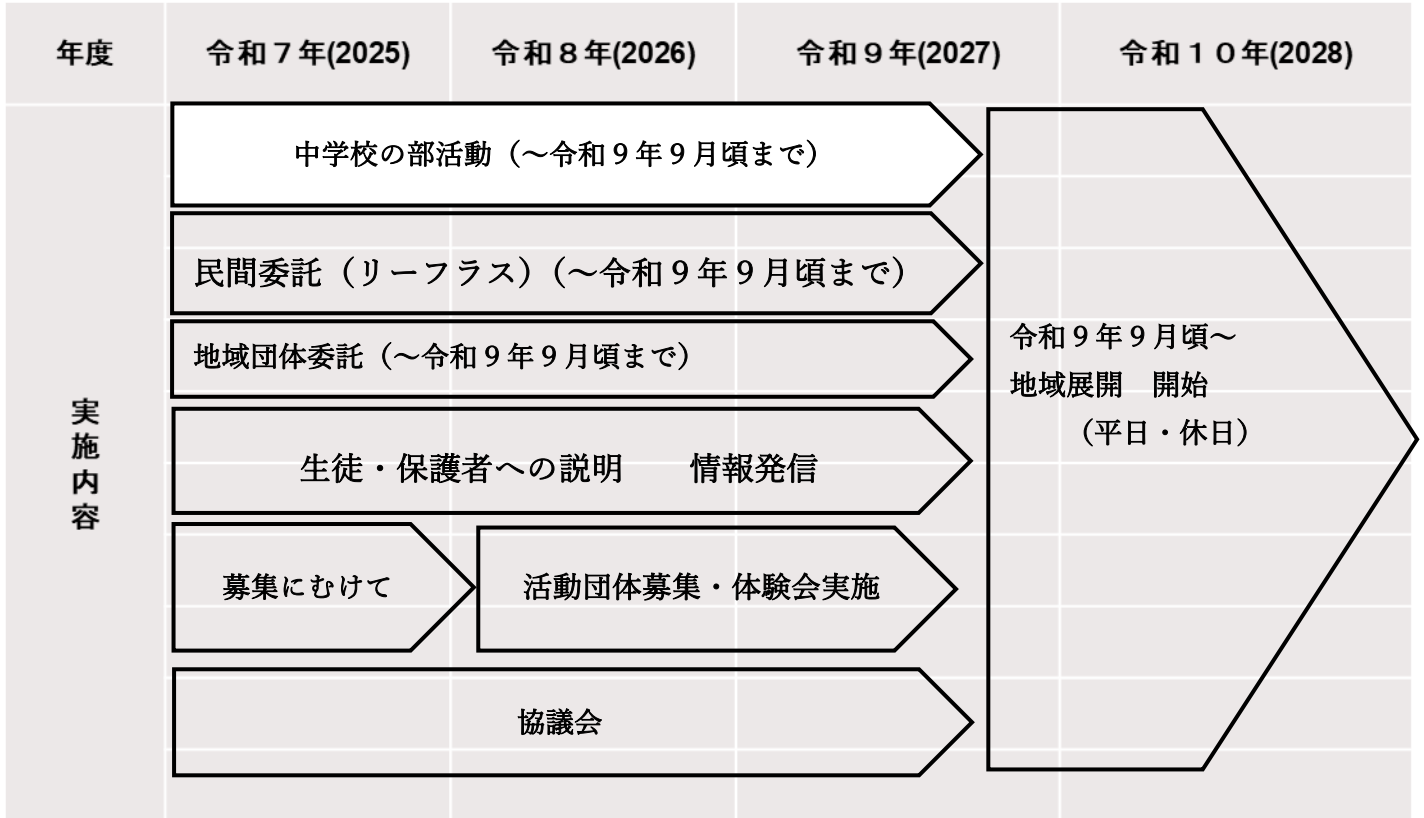
### (4) 「さやまプラス」の活動主体

「さやまプラス」では、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業、NPO、地域団体など幅広い団体が大阪狭山市教育委員会の登録を経て活動主体（さやまプラスパートナー）となることで、地域の多様な人材との豊かな交流を通じ、新しい価値の創出をめざします。また、希望する教職員にも参加いただけます。（兼職兼業）地域の保護者や部活動OB等で指導に興味をお持ちの方が複数名で協力したうえで、活動主体として申請いただくことも可能です。

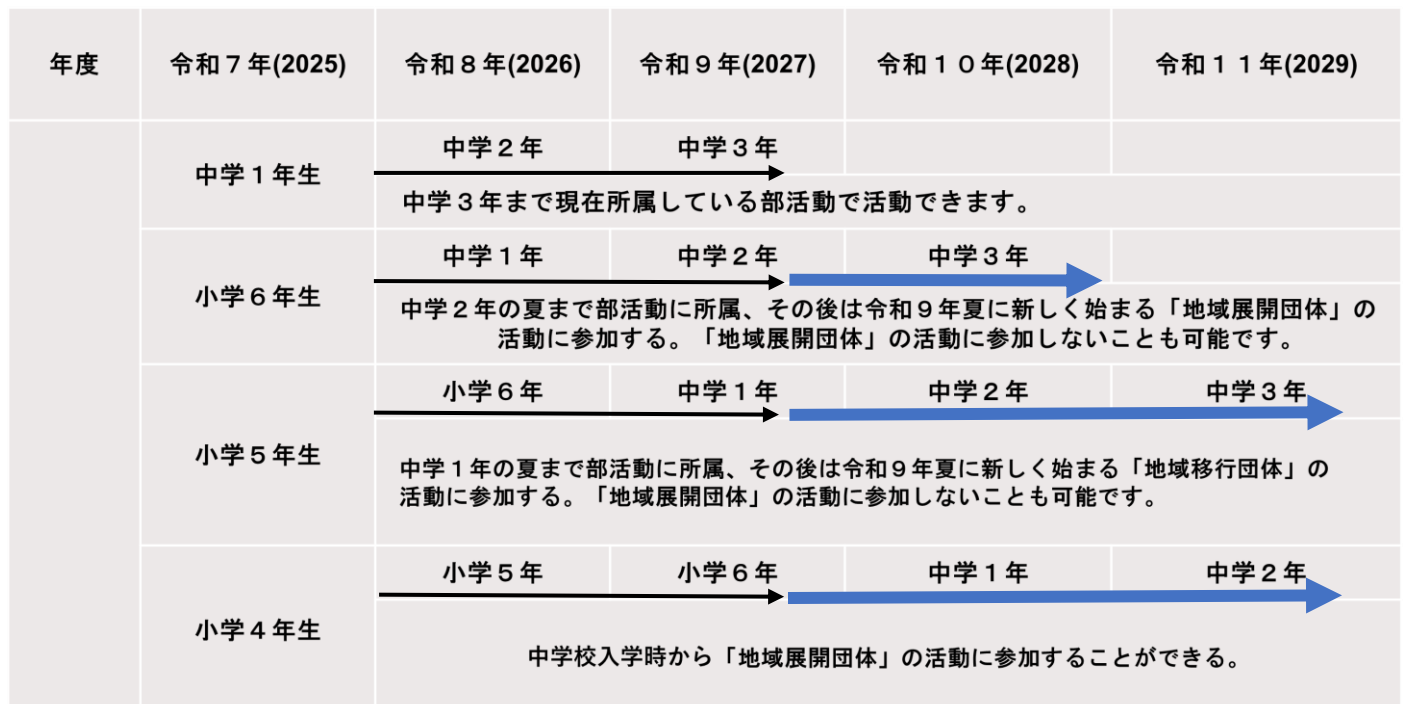


## (5)スケジュール

令和7年度の中学1年生が3年生になって概ね部活動を引退する令和9年8月末をもって部活動を終了（一部の種目では柔軟に対応）し、令和9年9月から「さやまプラス」を開始します。なお、施設・設備等で部活動と競合しない活動など、準備が整った一部の活動については、先行実施できるよう取り組んでいきます。



〔参考〕移行期間における対応



## 2. 「さやまプラスパートナー」について

### (1) 「さやまプラスパートナー」のめざす姿

本方針の趣旨に沿って活動する地域クラブを「さやまプラスパートナー」とし、その活動は以下の3つをめざすものとします。

- ① 子どもたちが主体的に活動を選択し、一人ひとりに応じた多様な参加ができる。
- ② 子どもたちが安全に活動でき、学校生活とはまた違った形での多様な体験や豊かな交流を通じて、子どもたちの健やかな成長につながる。
- ③ 子どもたちをはじめとした参加者が、生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむことにつながる。

### (2) 「さやまプラスパートナー」の登録

- ① 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、大阪狭山市教育委員会に登録申請を行い、審査・登録を経て、子どもたちにスポーツや文化活動などの活動機会を提供します。登録申請については、「大阪狭山市中学校部活動の地域展開におけるさやまプラスパートナー募集要項」に基づいて行うものとします。また、登録は年度ごとの更新制とします。
- ② 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、急遽やむを得ない場合を除き、活動を登録年度途中で終了することなく、最低1年間は活動するものとします。

### (3) 活動方針の策定

- ① 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、本方針に則り、活動方針を策定するものとします。
- ② 活動方針には、「運営・活動体制」「活動内容」「活動頻度」「会費（参加費）」「定期的（少なくとも年1回以上）な会計報告」「参加者の範囲」「定員」「入退会の方法」「責任者・会計各1名」「その他必要な事項」などを定めるものとします。
- ③ 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、広く活動方針を公表するとともに、その活動方針に則り運営を行うものとします。
- ④ 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、活動方針を大阪狭山市教育委員会へ提出するものとします。

#### (4) 活動計画の策定

- ① 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、学校施設を使用する場合は当該中学校の学校行事等を考慮したうえで、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加予定等）を作成するものとします。
- ② 活動計画は活動の1か月以上前に公表し、参加者へ伝えるとともに、学校施設を使用する場合は当該中学校に伝えるものとします。

#### (5) 効果的な指導

- ① 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、それぞれのスポーツ・文化活動の特性を踏まえた効率的かつ効果的な活動を施し、適切な休養を取りながら、参加者が短時間に集中して取り組めるよう努めるものとします。
- ② 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、参加者の多様なニーズに応えられる指導者等の養成や資質向上の取組みを進めるとともに、大阪狭山市教育委員会が実施する研修（2⑫参照）を受講するものとします。また、参加者の安全・健康管理等に努め、必要に応じてスポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等との連携などにより、参加者を支援するものとします。
- ③ 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、参加者の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、参加者がそれぞれの目標を達成できるよう、コミュニケーションを十分に図り、発達の個人差や成長期における体と心の状態等を鑑みたくえで指導を行うものとします。

#### (6) 活動報告等

- ① 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、大阪狭山市教育委員会に登録の更新を行う際に活動実績を報告するものとします。
- ② 大阪狭山市教育委員会は、「さやまプラスパートナー」において適切な運営がなされているかどうか適宜確認を行うものとし、是正が必要となる場合には、「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、大阪狭山市教育委員会の指導助言に従うものとします。

## (7) 適正なスタッフ等の配置

- ① 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体のスタッフは、責任者や指導者など2名以上で構成することを原則とし、責任者は18歳以上（高校生は除く）とします。個別の事情により、原則と異なる構成が必要となる場合は、大阪狭山市教育委員会と協議するものとします。
- ② 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体が、複数の「さやまプラスパートナー」の運営を行う場合に、責任者及び会計は兼ねることができます。指導者が複数の「さやまプラスパートナー」で指導（見守りを含む）を行おうとする場合は、大阪狭山市教育委員会と協議するものとします。
- ③ 指導者の資格は必ずしも必要ではありませんが、専門的な指導を行う場合には資格取得に努めるものとします。
- ④ 「さやまプラスパートナー」として各活動における大会やコンクールに参加する場合は、審判資格の保持等、その参加要件を満たすとともに、そのための人員を確保するものとします。
- ⑤ 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、指導者本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に配慮しなければなりません。また、指導者の健康や生活等に支障がないことを常に確認しなければなりません。

## (8) 教職員の兼職兼業

- ① 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、教職員をスタッフとして雇用等する際、居住地を考慮するとともに、人事異動や退職等があっても継続的・安定的に従事することが可能か確認しなければなりません。
- ② 教職員が「さやまプラスパートナー」として兼職・兼業に従事する場合は、勤務校の校長の承認を得たうえで、勤務先の教育委員会の許可を受ける必要があります。
- ③ 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体が、兼職兼業に係る労働時間の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教職員の服務監督を行う教育委員会等と連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど、適切な労務管理に努めるものとします。

## (9) 事故の防止及び健康管理

「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、事故の防止及び参加者の健康管理のため、以下の事項に十分留意するものとします。

- ① 使用する用具等について定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努める。
- ② 使用する学校施設（備品も含む）に不備があった場合、速やかに大阪狭山市教育委員会に報告する。
- ③ 活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、熱中症等事故防止に努める。
- ④ 活動開始時に参加者の健康状態・疾病・傷病の症状などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するとともに、参加者が主体的に体調管理に努めることができるよう指導する。
- ⑤ 使用する用具を適切に保管、又は管理するとともに、参加者に用具の正しい利用及び管理について指導する。
- ⑥ 事故が発生した場合、速やかに応急手当、対応を行い、保護者及び運営団体・実施主体の責任者に報告を行う。また、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講じ、救急搬送が行われた場合には、所定様式にて、可能な限り速やかに大阪狭山市教育委員会に報告する。

## (10) 休養日及び活動時間

- ① 「さやまプラスパートナー」の活動は、基本的に自由参加を原則とし、競技志向の強い参加者も含め、子どもたちの志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とするため、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)に準じて、1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、最大週当たり11時間程度を目安とします。短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行えるように努めるものとします。
- ② 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体が学校施設を使用する場合、体育館については、平日は16時から21時までのうち2時間程度、学校の休業日は9時から21時までのうち日中3時間程度までを基本とします。運動場については、平日は16時から18時までのうち2時間程度、学校の休業日は9時から18時までのうち日中3時間程度までを基本とします。これらの時間設定は、各校の施設状況や学校教育活動への影響等を踏まえて運用するものとします。また、今後の活動内容や地域の状況等に応じて、必要に応じて校舎内の一部施設の活用についても検討するものとします。
- ③ 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、平日、学校の休業日を区別することなく、休養日を週当たり2日以上設けなければなりません。

- ④ 夏休みなど長期休業中は、別途調整を行うものとします。
- ⑤ 子どもたちの健康面・安全面及び家庭への負担を考慮し、学校始業前の活動（早朝練習）は実施しないものとします。
- ⑥ 中学校における定期考査の実施1週間前から実施までの期間や、学校行事当日及びその前後においては、参加者の実情に応じて活動を考慮するものとします。
- ⑦ 上記のほか、参加者が他の活動（学習活動等）を優先するなどの場合には、参加者本人の意向を尊重し、参加を強制しないものとします。

## （11）体罰・暴言・ハラスメントの根絶

体罰や暴言、ハラスメントは、参加者の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても許されない行為です。これらの行為や発言について、参加者との信頼関係や保護者の容認があるからと言って、正当化されるものではなく、決して許されないものであるとの認識を活動に関わる全てのスタッフが持ち、それらを根絶するための取組みを機会あるごとに行うものとします。スタッフは、被害を受けた参加者はもとより、その場に居合わせた参加者の後々の人生まで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解しなければなりません。

### 体罰等の許されない指導と考えられるもの（例）

#### 1. 殴る、蹴る等の身体的暴力

指導と称して、参加者を殴ったり蹴ったりする行為。

#### 2. 社会通念や安全確保の観点から認め難い、または限度を超えた肉体的・精神的負荷を課す行為

長時間にわたる無意味な正座や直立など、特定の姿勢の保持や反復行為を強要すること。

#### 3. パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧的・威嚇的な発言や行為、嫌がらせ等

参加者に対して、脅迫的な言葉や態度で接し、威圧感を与える行為。

#### 4. セクシャルハラスメントと判断される発言や行為

性的な言動や不適切な身体接触など、参加者の尊厳を傷つける行為。

#### 5. 身体や人格を否定するような発言や行為

「お前はダメだ」「才能がない」など、参加者の自尊心を傷つける言葉を投げかけること。

#### 6. 特定の参加者に対する執拗かつ過度な言動

特定の参加者を繰り返し標的にし、過度な叱責や指導を行うこと。

## (12) 指導者研修

「さやまプラスパートナー」の指導者（見守りのみを行うスタッフを含む）は、大阪狭山市教育委員会が指定する以下の研修を活動開始までに必ず受講するものとします。また、活動を継続する場合は、毎年受講するものとします。（※研修内容は、追加・変更する場合があります。）

- ① 中学生の指導にあたり配慮すべき事項
- ② 安全管理
- ③ 熱中症予防
- ④ ハラスメント防止

## (13) 「さやまプラスパートナー」に参加するための移動方法等

- ① 「さやまプラスパートナー」の活動では、遠方からの参加も想定されるため、参加者とその保護者等は、自転車や公共交通機関、保護者による送迎など、どのような手段を用いて参加するかクラブと情報共有するとともに、利用する中学校や公共施設等の定められた規則に従うものとします。
- ② 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、参加者が公共マナーや交通ルールを遵守するよう安全指導を徹底するとともに、使用施設の近隣住民にとって迷惑とならないよう対策を講じるものとします。
- ③ 「さやまプラスパートナー」の参加者が自転車を使用してクラブの活動に参加する場合は、必ず保険に加入するとともに、ヘルメットを着用するよう努めるものとします。また、中学校で定められたルールに従うものとします。
- ④ 「さやまプラスパートナー」として練習試合や大会・コンクールに参加する場合、参加者やその保護者とよく相談し、集合場所や集合時間、解散場所等を決定するものとします。参加者の移動中における引率については、必須とするものではありません。
- ⑤ 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、参加者が移動中にトラブル等に巻き込まれた場合には、適切な対応を取るとともに、速やかに保護者に連絡するものとします。

## (14) 学校施設の利用

- ① 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体が学校施設の使用を希望する場合は、登録申請時に、希望する施設・設備及び曜日・時間帯等について所定の様式に記載のうえ、提出し、大阪狭山市教育委員会において利用調整を行うものとします。なお、長期休業日における使用については、別途協議のうえ、決定するものとします。
- ② 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、大阪狭山市教育委員会が定める方法により、教育長の許可を受け、学校施設を使用するものとします。
- ③ 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、決められた時間内で活動を行うものとし、活動後は施設の原状復帰を原則とします。
- ④ 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、学校が定めた所定の場所へ駐車・駐輪を行い、必要のない場所への立ち入りを行わないものとします。
- ⑤ 学校の備品（サッカーゴールや卓球台、バレーネットの支柱など）を使用することはできますが、消耗品（個人で使用するもの、ボール、ラインパウダー、救急セットなど）は原則として各運営団体・実施主体において準備するものとします。
- ⑥ 学校施設内は、禁煙・禁酒とします。
- ⑦ 教育長は、「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体が学校施設の使用許可の条件に違反し、そのほか本方針に定められた事項を遵守しない場合は、使用許可を撤回し、又は使用を停止することができます。

## (15) 中学校体育連盟等が主催する大会・コンクールへの参加

- ① 中学校体育連盟主催大会への参加を希望する「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、大阪府中学校体育連盟事務局へ必要な書類を提出し、地域クラブとして認可を受ける必要があります。必要書類等の詳細や各種競技部の細則については、大阪府中学校体育連盟のホームページを参照してください。【大阪府中学校体育連盟ホームページ】 <https://osaka-chutairen.com/>



- ② 吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加を希望する「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、大阪府吹奏楽連盟へ問い合わせを行い、必要な手続きを行ってください。

【全日本吹奏楽連盟ホームページ：連盟規定（抜粋）、定款、大会規定等】

<http://www.ajba.or.jp/company.html#kitei>



【大阪府吹奏楽連盟ホームページ】

<https://osakasuiaren.com/>



- ③ そのほか各連盟主催のコンクール等への参加を希望する「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、各連盟へ問い合わせを行い、必要な手続きを行ってください。

## （16）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、参加者や保護者、地域住民等の理解を得ながら、継続的な活動及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するものとします。「さやまプラスパートナー」としての活動は、営利を主目的としないものとします。また、「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うものとします。

【スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」】



## （17）保険の加入

「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、スタッフや参加者に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険はもとより、自転車を使用する場合は自転車保険に加入させるものとします。争訟対応に関しての保険加入については、各運営団体・実施主体の判断とします。

## **(18) 個人情報の取り扱い**

「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するほか、活動によって知り得た個人情報を漏洩せず、適正に取り扱わなければなりません。参加者（未成年の場合は保護者を含む）に無断で、個人が特定できる活動写真をホームページやSNS等に掲載することなどがないように、十分配慮しなければなりません。

## **(19) 登録の取り消し**

「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体が本方針において定められた事項を遵守せず、大阪狭山市教育委員会の指導に従わない場合には、大阪狭山市教育委員会は運営団体・実施主体を公表し、登録を取り消すことができます。

## **3. 大阪狭山市教育委員会等の関わり**

### **(1) 大阪狭山市教育委員会等の関わり**

- ① 大阪狭山市教育委員会は、「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体を把握し、必要に応じてヒアリングを行うとともに、本方針の内容を遵守しているかどうか、適宜確認します。
- ② 大阪狭山市教育委員会は、「さやまプラスパートナー」の安全な活動の実施に向けて下記の取組みを行います。
  - ・ 熱中症予防、頭部外傷やスポーツ外傷の予防、応急処置等について、研修を実施します。
  - ・ 大阪狭山市の関係部署と連携し、「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体へ、様々なスポーツ・医学に関する研修会を広く紹介します。
- ③ 大阪狭山市教育委員会は、「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体から、運営・活動に関する相談を受け、適宜、指導助言を行います。
- ④ 大阪狭山市教育委員会は、参加者が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように、「さやまプラスパートナー」の活動内容等をホームページ等に掲載するとともに、小中学校等と連携して案内します。

## (2) 学校の関わり

- ① 学校は、当該校の生徒の「さやまプラスパートナー」への参加状況の把握に努めるとともに、必要に応じて「さやまプラスパートナー」の活動内容等について、生徒に案内するものとします。
- ② 学校は、当該校の施設を使用する「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体から、必要に応じて活動実績の報告を受け、指導助言等を行うものとします。
- ③ 学校は、当該校の施設を使用する「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体から、運営・活動に関する相談を受け、適宜、指導助言を行うものとします。

## 4. その他

大阪狭山市教育委員会は、国において部活動の地域展開に関する新たな方針が示された場合など、必要に応じて本方針を改定するものとします。

## 大阪狭山市立中学校部活動の地域移行における「さやまプラスパートナー」登録団体募集要項（案）

### 1. 目的

大阪狭山市では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来に渡って子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、令和9年度に部活動を終了し、平日・休日ともに、子どもたちが地域の方々とともに活動する「さやまプラス」を開始する。

この取組みの趣旨に沿って、活動主体（さやまプラスパートナー）として子どもたちに安全な活動の場を提供できる運営団体・実施主体を募集するにあたり、その手続きについて必要な事項を定める。

### 2. 募集する「さやまプラスパートナー」の活動概要

#### (1) 活動内容

・『さやまプラスパートナーのあり方についての方針』（令和7年12月策定）に基づき、スポーツ・文化活動（これまでの部活動にない種目を含む）を実施する。

※大阪狭山市の中学校部活動の状況、児童・保護者のアンケート結果、小学4～6年生の児童のニーズ分析等を参考とすること。

#### (2) 活動場所

- ・種目に応じた活動が可能な場所とする。（大阪狭山市内であることが望ましい。）
- ・大阪狭山市立学校施設を使用することができる。
- ※現時点における学校ごとの施設及び設備一覧を参考とすること。

#### (3) 対象

- ・中学1～3年生（ただし、幼児・児童や大人の参加も可）

#### (4) 定員・会費

- ・運営団体・実施主体において定める。ただし会費については、主に学校施設を利用するなどの工夫により、可能な限り低廉な金額を設定すること。

#### (5) 活動時間

- ・平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度までを基本とする。
- ・学校施設を使用する場合、体育館については、平日は午後4時から午後9時までのうち2時間程度、学校の休業日は午前9時から午後9時までのうち日中3時間程度までを基本とします。運動場については、平日は午後4時から午後6時までのうち2時間程度、学校の休業日は午前9時から午後6時までのうち日中3時間程度までを基本とします。これらの時間設定は、各校の施設状況や学校教育活動への影響等を踏まえて運用するものとします。また、今後の活動内容や地域の状況等に応じて、必要に応じて校舎内の一部施設の活用についても検討するものとします。
- ・夏休みなど長期休業中は別途調整を行う。

#### (6) 活動期間

- ・年度初めから年度末までの1年間
- ・年度ごとの更新制とし、大阪狭山市教育委員会が定める事項について、年1回、指定する日までにWEB申

請により届け出ること。

### 3. 運営団体・実施主体の応募資格等

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- ① 大阪狭山市立中学校に在籍している中学生が活動に参加できること。
- ② 大阪狭山市が指定する研修を受講すること。
- ③ 参加する子どもたちの健康面に配慮し、活動中や移動中の安全確保に努め、事故やトラブルの未然防止に努めること。
- ④ 団体の責任者は18歳以上（高校生は除く）とし、団体は少なくとも2名以上で構成すること。
- ⑤ 団体を構成する全ての者が、体罰・暴言・ハラスメントがいかなる場合にも決して許されないものであるとの認識を持ち、これらの行為を決して行わないこと。
- ⑥ 「大阪狭山市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑦ 参加者へ政治・宗教に関する活動をしないこと。
- ⑧ 個人情報の保護に関する法律を遵守し、活動によって知り得た個人情報を適切に取り扱うこと。
- ⑨ 上記のほか、『「さやまプラス」のあり方についての方針』（令和7年11月策定）に則った活動・運営を行うこと。

### 4. 質問受付と回答

本募集要項などに関し、不明な点等がある場合は市ホームページに記載しているwebフォームから提出すること。なお、提出された質問への回答は、必要に応じて市ホームページに掲載する。

#### ①質問受付期限

令和8年2月27日（金）17時まで

#### ②回答予定日

令和8年3月12日（木）予定

### 5. 応募方法

webフォームにて応募を受け付ける。

第1次募集期間 令和8年9月1日（火）～令和8年11月13日（金）

※実施開始までに複数にわたって募集を行う。学校施設の利用調整は、募集期間ごとに行うこととし、第2次以降の募集では、原則として施設ごとにその時点で使用が決まっていない曜日・時間帯のみ利用調整を行う。

### 6. 審査の方法等

#### (1) 審査

- ・webフォームによる申請時の入力内容をもとに、必要に応じて質問や確認等を行い審査する。

#### (2) 審査結果の通知

- ・審査結果はすべての応募者に文書で通知するほか、市ホームページにおいて公表する。電話等による問い合わせには応じない。
- ・審査結果に対する異議申し立てはできない。

## 7. 活動開始までのスケジュール（予定）

令和8年5月～7月 第一回体験会実施（予定）

9月 「さやまプラスパートナー」募集開始

10月～12月 第二回体験会実施（予定）

11月 応募の締め切り

12月 審査（必要に応じて質問・確認等）

令和9年1月 審査結果通知

3月下旬～4月上旬 生徒・保護者に「さやまプラスパートナー」の周知（登録団体リストの配布）

4月頃 「さやまプラスパートナー」第2次募集開始

9月 「さやまプラスパートナー」活動開始

10月以降 状況に応じて「さやまプラスパートナー」追加募集

## 8. その他

①申請に要する費用は、提案者の負担とする。

②申請内容は、大阪狭山市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

③審査の結果、登録された団体は、大阪狭山市教育委員会が審査結果を公表する場合及び、今後の部活動の地域移行の推進にあたって必要な場合に、申請内容の一部を必要な範囲で使用することについて、あらかじめ承認するものとする。

④特定の学校施設において、同一種目の活動内容の提案が複数あった場合は、必要に応じてヒアリングを行ったうえで、適切に活動を実施できるかどうか総合的に判断を行い選定するとともに、別の活動場所を提示する場合がある。

⑤質問・確認時の発言などは、審査の対象となるため留意すること。

## 9. 申請先・問い合わせ

〒589-8501

大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

大阪狭山市教育委員会事務局 教育部 教育指導グループ 担当 奥田・本山

生涯学習グループ 担当 浅尾・瀬尾

電話：072-366-0011 ※受付時間：午前9時～午後17時30分

メールアドレス：gakkou@city.osakasayama.osaka.jp